

表 1 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R元	企画財政部 都市経営室	市町村建設計画	230	H31.4 ～ R2.3	東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が一部改正され、合併特例債の発行可能期間が5年延長されたが、本市の市町村建設計画の計画期間は、長崎地域市町村建設計画が令和元年度まで、長崎市・琴海町市町村建設計画が令和2年度までとなっており、合併特例債を有効活用するため、計画を変更する必要がある。	地域活動団体を代表する者等からなる「長崎市市町村建設計画変更検討審議会」における審議を経て、計画期間を5年間延長する変更を行った。 本計画に掲げる各種施策に基づく事業の進捗を図り、今後も各地域の振興に努めていく。	なし (令和元年11月議会で議決済)
2	R元	企画財政部 都市経営室	国土強靱化地域計画	0	R1.7 ～ R2.3	大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策を含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための指針として国土強靱化地域計画を策定する。	本市で想定される大規模自然災害に対して、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる44の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、これを回避するために必要な推進方針を定めた。 推進方針の推進にあたっては、施策の推進の実効性、効率性が確保できるよう、関係部局や関係団体と連携し、必要な調整を図る。	なし (配布済)
3	R元	企画財政部 長崎創生推進室	第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略	12,737	H31.4 ～ R2.3	まち・ひと・しごと創生法第10条(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)第1項に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、目標や施策の基本的方向などを定めた「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。	官民連携組織「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」や、市長を本部長とする市の推進組織「長崎市人口減少対策本部」等における審議を経て策定した。 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」をめざすべき姿として掲げ、その実現に向けた4つの目標を設定し、施策を展開する。	なし (配布済)
4	R元	総務部 人事課	長崎市職員ワークライフバランス推進計画	0	H31.4 ～ R2.3	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主の行動計画として策定するもの。次世代育成のために仕事と子育てを両立することや女性職員がますます活躍するための職場環境の整備を目的とし、そのためには男女すべての職員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現が必要不可欠であるという考え方に基づき、より総合的かつ効果的に取組を推進するものである。	以下のような目標を設定し、達成のために取組を推進していく。 ①各職員の1年間の時間外勤務時間数の上限は原則360時間とし、時間外勤務の縮減に努める。 ②全職員の年次休暇の平均取得率 75% (15日) ③男の産休の取得率100% かつ 取得日数合計5日以上 ④育児休業の取得率 男性職員13% 女性職員100% ⑤一般事務職における女性管理職(課長級以上)の割合 20.0%	なし

表 1 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
5	R元	総務部 人事課 ※任命権者 ごとに作成	障害者活躍推進計画	0	R2.1 ~ R2.3	障害者の雇用を一層促進し、障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずるため、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者活躍促進法）に基づき事業主として策定するもの。	障害のある職員等が相談できる体制を整えるとともに、研修等により全ての職員の障害への理解を深め、意識改革を行っていく。また、障害のある職員一人ひとりの能力や希望をヒアリング等により把握し、業務との適切なマッチングを行うことで職務満足度の向上を図る。 なお、本計画期間満了時（令和6年度）における目標は以下のとおり。 ①障害者雇用率：2.7%（教育委員会は2.6%） ※障害者の法定雇用率は2.5% ②障害のある職員の職場定着率：100% ③障害のある職員の職場等に対する満足度：80%	なし
6	R元	総務部 行政体制整備室	長崎市行政経営プラン	342	H31.3 ~ R2.2	人口減少や少子化・高齢化がこれからさらに進展する見通しの中、健全な財政運営に努め、効果的で効率的な行政運営を行うための基本的な方針と取組みとして、令和元年度から令和5年度までの5年間を実施期間とする行政経営プランを策定する。	行政改革審議会からの提言を受け、同審議会での審議、庁内組織である行財政改革推進本部での協議・検討、パブリックコメントの実施を経て策定した。 今後は、実施期間の令和元年度から令和5年度の5年間で各部局が掲げている実施計画に基づき計画を進め、毎年実績等を把握し、より効果的で効率的な行財政運営を推進する。	なし (配付済)

表 2 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R2	企画財政部 都市経営室	長崎広域連携中 枢都市圏ビジョ ン	800	R2.4 ～ R3.3	人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点として、1市2町（長崎市、長与町、時津町）により「長崎広域連携中枢都市圏」を形成している。 連携中枢都市圏の中長期的な将来像や具体的取組みを示した「長崎広域連携中枢都市圏ビジョン」の次期計画（期間：令和3年度～令和7年度）を策定する。	現行の「長崎広域連携中枢都市圏ビジョン」が令和2年度で計画期間満了となるため、令和3年度を開始年度とする次期ビジョンを令和2年度に策定する。 圏域の民間や地域の関係者で構成される長崎連携中枢都市圏ビジョン会議において、広域連携の推進や実施状況等の検討を経て、連携市町で協議を行い、ビジョンの策定に取り組む。
2	R2	企画財政部 都市経営室	※ 第五次総合計画	17,266	H30.4 ～ R3.12	中・長期的な視点から、本市がめざすべき方向性や将来の都市像、その実現に向けた施策等を示し、市政運営上の最上位計画として次期総合計画を策定する。 総合計画は、各部局の横断的な取組みの指針であるとともに、行政のみならず市民等のあらゆる主体が一体となって取り組むためのまちづくりの共通の指針となるものである。	第四次総合計画の計画期間が令和2年度で満了となることから、令和3年度を開始時期とする次期総合計画の策定に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、次期総合計画の開始時期を1年延長し、令和4年度からとする予定である。 平成30年度及び令和元年度は、本市の現状を把握するための基礎調査や、様々な分野や幅広い年代の市民の方から市政に関する意見聴取を行った。 令和2年度及び令和3年度については、これまで聴取した意見や、議会、総合計画審議会からのご意見を踏まえ、令和3年度の第五次総合計画の完成に向けて、基本構想及び前期基本計画の策定に取り組む。
3	R2	企画財政部 都市経営室	※ 教育大綱	0	R2.4 ～ R3.3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該地方公共団体の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。	現行の「長崎市教育大綱」が令和2年度で満了となることから、令和3年度を開始年度とする次期教育大綱を策定する。 市長と教育委員で構成される「長崎市総合教育会議」及び議会からの意見を踏まえ、次期教育大綱の策定に取り組む。

※新型コロナウイルス感染症の影響及び第五次総合計画の完成時期の延期等により、作成期間について検討中。

表 2 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
4	R2	企画財政部 地域コミュニティ推進室	※ (仮称)地域自治 振興計画	3,811	H31.4 ~ R3.3	安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりを更に進めていくため、本市がめざす地域の姿や、その実現に向けた支援策などを示す(仮称)地域自治振興計画を策定する。 なお、社会福祉法に基づく地域福祉計画を包含した計画とする。	現行の第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画が令和2年度で終了となることから、令和3年度を開始時期とする地域福祉計画を包含した(仮称)地域自治振興計画を本年度策定する。 前年度実施したアンケート調査の結果や地域の実情を踏まえ、議会や市民等の意見を広く取り入れながら計画策定に取り組む。
5	R2	市民生活部 自治振興課	※ 第11次長崎市交 通安全計画	78	R2.6 ~ R3.12	交通事故のない安全・安心な社会の実現のため、人優先の交通安全思想を基本とし、総合的かつ計画的な施策の推進を図る。	現行の長崎市交通安全計画が令和2年度で終了となるため、令和3年度を開始時期とする次期計画を策定する。 策定にあたっては、長崎市交通安全対策会議や市民から意見聴取を行い、幅広く市民の意見を取り入れた計画となるよう取り組む。
6	R2	市民生活部 自治振興課	※ 第4次長崎市安 全・安心まちづ くり行動計画	388	R2.4 ~ R3.3	個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会の実現のため、安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な施策の推進を図る。	現行の長崎市安全・安心まちづくり行動計画が令和2年度で終了となるため、令和3年度を開始時期とする次期計画を策定する。 策定にあたっては、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会や市民から意見聴取を行い、幅広く市民の意見を取り入れた計画となるよう取り組む。
7	R2	市民生活部 人権男女共同参画室	※ 第3次長崎市男 女共同参画計画	947	R2.4 ~ R3.3	長崎市男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、長崎市総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定する。	現行の第2次長崎市男女共同参画計画が令和2年度で計画期間満了となるため、次期基本計画を策定する。 市民及び市職員への意識調査の分析に加え、審議会や市民の意見等を広く取り入れながら計画の策定に取り組む。

※新型コロナウイルス感染症の影響及び第五次総合計画の完成時期の延期等により、作成期間について検討中。

表 2 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
8	R2	市民生活部 人権男女共同参画室	※ 第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画	1,154	R2.4 ~ R3.3	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するために、長崎市総合計画との整合性を図りながら、第3次人権教育・啓発に関する基本計画」を策定する。	現行の第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画が令和2年度で計画期間満了となるため、次期基本計画を策定する。 社会情勢の変化や審議会や市民の意見等を広く取り入れながら計画の策定に取り組む。
9	R2	市民生活部 文化振興課	新たな文化施設基本計画	24,046	R2 ~ R3	新たな文化施設の整備に向けて、令和元年7月にビジョンや求められる機能、規模など、基本的な考え方を示す基本構想を策定した。現市庁舎跡地での整備に向け、さらに具体的な検討を進めるため、基本計画の策定を行う。	文化振興審議会及び市民ワークショップを開催し、幅広い意見を聴取しながら、関係者や専門家の意見を的確にとらえた基本計画を策定することで、基本・実施設計、建設工事にそのコンセプトが反映され、必要な機能等を備えた施設の整備につながる。
10	R2	市民生活部 スポーツ振興課	※ 長崎市スポーツ推進計画	0	R2.4 ~ R3.3	運動・スポーツを通じてすべての長崎市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出することを目指すため基本方針を設定している。	長崎市スポーツ推進審議会からの提言や市民アンケートの結果を踏まえ、計画の素案を作成し、パブリックコメントを実施後、計画を策定する。

※新型コロナウイルス感染症の影響及び第五次総合計画の完成時期の延期等により、作成期間について検討中。